

認定工場における認可工場表示板の交付に関する要綱

制定 平成25年3月29日要綱第62号

改正 平成27年3月11日要綱第274号

改正 平成31年3月14日要綱第104号

(目的)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第68条の規定に基づく「工場に関する規制基準」を達成した工場（認定工場）に対して、認可工場表示板（以下「表示板」という。）を交付し掲出させることにより、その努力を顕彰するとともに、公害防止意識を広め、もって環境保全の促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 条例第2条第1項第7号に規定するものとする。
- (2) 認定工場 条例第84条第1項に規定する工事完成届の届出をし、同条第2項に規定する完成検査に合格したものをいう。

(交付)

第3条 区長は、認定工場の資格を取得した者に、必要な事項を記載した表示板（第1号様式）を交付する。

- 2 前項による表示板の交付を受ける者は、受理書（第2号様式）を提出するものとする。

(表示板の掲出)

第4条 表示板の交付を受けた者は、交付を受けた日からおおむね7日以内に当該工場の公衆の見やすい場所に表示板を掲出するものとする。

- 2 前項に定める「公衆の見やすい場所」とは、当該工場の門・へい・建物の外壁・その他一般の者が容易に道路上から見える場所をいう。

(交付の取消し)

第5条 区長は、表示板の交付を受けた工場のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる工場については、表示板の交付を取消すとともに、表示板の返還を求めることができるものとする。

- (1) 条例第68条第1項に定める、規制基準に違反する事態が生じた場合。
- (2) 条例第81条第2項第3号から第5号までに掲げる事項に変更がある場合。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表示板の交付、掲出等に関し必要な事項は都市環境部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

第1号様式

認可番号		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
認 可 工 場			
認可年月日		年 月 日	
認可者		品川区長	
工場の名称		認可条件及び公害防止措置	
工場設置者の氏名			
業 種			
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号		
		認定	年 月 日

37.0センチメートル

26.0センチメートル

周りに鳳凰の柄を入れる。

第2号様式

年 月 日

[認可表示板交付番号]
第 一 号

品川区長あて

受 理 者

住 所

氏 名

受 理 書

「認可工場表示板」の交付を受けました。

記

1. 工 場 名 称

2. 工 場 所 在 地 品川区

3. 認可年月日・認可番号 年 月 日・第 一 号

4. 工場設置者氏名